

平成29年度美祢市団体旅行誘致促進事業

1 事業の目的

この事業は、旅行会社が造成する企画旅行商品に対して、その経費の一部を助成することにより、美祢市への観光客の誘致の拡大、観光施設の利用を促進することを目的とします。

2 助成対象者

次項の助成要件を満たし、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社に対し、予算の範囲内で助成いたします。

3 助成要件

以下の要件を満たし、事前に一般社団法人美祢市観光協会会長（以下「会長」といいます。）に助成金を申請し、会長が承認した旅行商品を対象とします。

- (1) 平成29年4月1日から平成30年3月20日までの間にツアーの催行が完了すること。
- (2) 募集型企画旅行商品については、募集に際してパンフレットを作成するか、ホームページ等に掲載すること。
- (3) 受注型企画旅行商品については、申請内容を審査し、会長が承認した場合は対象とします。
- (4) 美祢市内の有料観光施設2か所以上を旅程に組み込むこと。
- (5) 貸切バス1台あたりの構成人員は15名以上（乗務員、添乗員は含まない）であること。
- (6) 以下のいずれかに該当する場合は、助成対象としない。
 - (ア) 学校行事として実施する旅行。
 - (イ) 企画された旅行が観光目的でないもの（宗教、政治、大会への参加を目的とするもの）
 - (ウ) 公序良俗に反する内容であると判断されるもの。
 - (エ) その他、会長が不相当と認めるもの。

4 助成金額

助成金額は、承認した1旅行商品について以下のとおりとします。（ただし、1事業所当たりの限度額は、原則として10万円迄。）

■助成要件及び助成金額

| 助成要件 | 助成金額 |
|--------------------------------|---------------------------------------|
| 秋芳洞入洞＋有料観光施設 1ヶ所以上 を旅程に組み込み | バス 1 台につき ￥10,000 送客人員 1 名につき ￥300 |
| 秋芳洞以外の有料観光施設 2ヶ所以上 を旅程に組み込み | バス 1 台につき ￥5,000 送客人員 1 名につき ￥300 |

■対象となる美祢市内の有料観光施設（一例）

| | |
|------|--|
| 観光施設 | 秋芳洞、大正洞、景清洞、秋吉台サファリランドなど |
| 食事施設 | 観光会館安富屋、秋芳館湧水亭、清風苑、弁天会館、 秋芳ロイヤルホテル秋芳館、秋吉台サファリランド、弁当手配など |
| 入浴施設 | 道の駅おふく、景清洞トロン温泉、秋芳ロイヤルホテル秋芳館 湯の口温泉桂月など |
| 宿泊施設 | 秋芳ロイヤルホテル秋芳館、美祢グランドホテル、 体験民宿ほっとビレッジ美東、秋吉台ユースホステル 湯ノ口温泉桂月、景清洞トロン温泉、秋吉台家族旅行村など |

* 上記以外の施設利用の場合、申請書提出の際にご確認ください。

5 助成金の申請から交付までの流れ

- (1) 助成金交付要綱を熟読の上、出発日の 10 日前までにメール（FAX 可）にて申請書を提出。
- (2) 毎月の旅行終了後、翌月 10 日までに実績（月次）報告書及び助成金請求書類を（一社）美祢市観光協会に送付
- (3) 書類審査後、助成金の可否を決定し申請者に通知する。
- (4) 助成金の振込み

6 申請方法

申請書（別記第 1 号様式）を郵送またはメール（FAX 可）で提出してください。

送付先メールアドレス info@akiyoshidai.com

申請書等ダウンロード先 <http://karusuto.com>

7 応募締切日

応募書類審査後、先着順に受け付けます。（ただし、事業予算が上限になり次第、締切ります。）応募多数の場合、選考結果により貴意に添えない場合があります。

一般社団法人 美祢市観光協会

〒754-0511 山口県美祢市秋芳町秋吉 3506-2

TEL 0837-62-0115 FAX 0837-62-0899

担当：栗林